

駒込地域まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 この会は、駒込地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、地域の住宅密集地区の居住環境を改善し、何時までも住み続けたい、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、付則に定める地域に居住する者、業を営む者、土地・建物を所有する者等（以下「関係住民」という。）で、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 町会等関係団体から推薦された者、並びに公募した者
- (2) まちづくりに関し、知識、経験を有する者として推薦された者

(活動内容)

第4条 協議会は、第2条の目的の達成するため、次のことを行う。

- (1) 関係住民の意見が充分反映されるよう努めること。
- (2) まちづくりに必要な調査、研究を行うこと。
- (3) まちづくりに関する提言を区並びに関係機関に行うこと。
- (4) まちづくりニュース等で活動内容を関係住民に周知すること。
- (5) まちづくり計画の実施に向けて活動すること。

(組織等)

第5条 協議会役員の構成及び職務は、次のとおりとする。

- 1 協議会は、当面の間役員等を置かず、各町会等から選出された幹事のうちから、座長を互選し、協議会を運営していくこととする。
- 2 当面の間、町会長は相談役とする。
- 3 協議会の承認のもとに、幹事会、専門部会等の機関を置くことが出来る。

(任期)

第6条 委員等の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、途中で委員等になった者の任期は直近の改選期までとする。

(運営等)

第7条 協議会は、次のとおり運営する。

- (1) 協議会等は、原則として会長（座長）が召集し、これを主宰する。
- (2) 協議会等は、必要に応じて委員以外の者を協議会等に呼ぶことが出来る。
- (3) 協議会は、原則として公開とし、その承認を得た関係住民は会議を傍聴することが出来る。

(4) その他、協議会等の運営に関する軽微なことについては、会長等役員（座長等）が協議のうえ変更することが出来る。

(事 務 局)

第 8 条 協議会の事務局は、豊島区都市整備部住環境整備課に置く。

(会則の改正等)

第 9 条 この会則に変更等の必要が生じたときは、協議会において協議し、変更することが出来る。

(付 則)

- 1 この会則は、平成 1 2 年 1 2 月 1 2 日から施行する。
- 2 この会則にいう駒込地域とは、駒込 1 丁目～ 7 丁目の全域を指すものとする。

(付 則)

この会則は、平成 1 4 年 5 月 1 5 日から施行する。